

08 文部科学省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0820130	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	獣医師養成系大学の立地の偏在を是正し、教育の機会均等を確保するため、地域を限った大学獣医学部の設置の許可	都道府県コード	38 愛媛県
提案主体名	愛媛県、今治市	提案事項管理番号	1021010

規制の所管・関係省庁	文部科学省 農林水産省
該当法令等	「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」(平成十五年三月三十日文部科学省告示第四十五号)
制度の現状	現在、獣医関係学部・学科の入学定員については、現行の養成規模により獣医師を供給すれば、必要となる獣医師総数を満たすとの考えに基づき抑制を行っています。

求める措置の具体的な内容	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
具体的な事業の実施内容・提案理由	<p>(具体的な事業の実施内容)</p> <p>都市再生機構、今治市及び愛媛県が行う今治新都市開発整備事業により整備した高次都市機能用地に、学校法人が獣医師養成系大学を設置することで、獣医師を志望する四国や西日本の高校生の教育機会を高めるとともに、将来の四国ブロックにおける獣医師の不足を緩和し、大学を核とした地域再生を果たしたい。</p> <p>(提案理由)</p> <p>獣医学部(科)は、これまで約40年間新設されておらず、全国930人の定員の内、西日本には国公立大学の165人しか割り当てがなく、四国には1つも獣医学部がない。このため、四国の高校生が獣医師を志望する場合は、遠隔地の大学に進学を余儀なくされ、経済的な負担も嵩むことから、東日本の高校生に比べ不利な状況にあることがアンケートで確認された。また、四国に獣医師養成系大学がないことは、農林水産省が昨年5月に公表した「獣医師の需給に関する検討会報告書」で四国は産業系、小動物系とも将来の需要に対する供給が不足するとされた要因になっていると考えられる。そうした中で、現在、文部科学省が定員増を規制している獣医学部の設置を今治市において認めて頂ければ、教育の機会均等に寄与するとともに、地域の再生を図ることが可能になる。懸念されている定員増に伴う獣医師の質の低下についても全国的な規制緩和ではなく特区での限定的な定員増であればあまり影響はないものと考えられるし、地元に獣医学部があることで、新興の動物の伝染病等に迅速かつ専門的な対応が可能になるとともに、動物医療の推進や高次医療の展開に貢献できる。今治市及び愛媛県は、大学誘致で教育の機会均等と地域再生を図り、将来の四国地域における獣医師の需給の均衡に寄与する特区を提案する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	III
獣医関係学部・学科の入学定員に係る規制の在り方については、基本的には、獣医師全体の需給規模及びそのバランスを考慮すると、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切であると考えます。				
獣医関係学部・学科の入学定員の検討あたっては、ご指摘のありました「獣医師の需給に関する検討会報告書」の内容を十分に踏まえることが必要であると考えていますが、同報告書においては、複数の前提条件に基づく獣医師の複数の需給見通しが示されていますが、明確な供給不足あるいは供給過剰といった見解は示されていません。				
今後は、同報告書において農林水産省に対して指摘されている、獣医師の活動分野・地域偏在が発生する要因や獣医師免許保有者の一定割合が獣医療に従事しない要因の分析及び是正への取り組み、また、平成22年を目途に農林水産省で定める獣医療法に基づく獣医療の供給体制の整備のための基本方針に関する議論の動向、関係各方面からの意見等も踏まえながら、検討していく必要があると考えます。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
獣医関係学部・学科の入学定員に係る規制の在り方についての具体的な検討状況及び今後のスケジュールについて回答されたい。				
また、併せて右の提案主体の意見について回答されたい。				
提案主体からの意見				
獣医師養成系大学の立地が偏在し、四国に獣医学部がない現状及び県内の獣医師志望の高校生から遠隔地の大学への進学は費用が嵩み難しいという意見が多くあり、教育の機会均等が確保されていないことについての見解をお聞かせいただきたい。また、四国に獣医学部を設置し、獣医師の地域偏在是正の効果を検証するには、特区の活用が適当であり、地域限定で規制緩和の社会実験を行うという特区制度の趣旨にも合致すると考えるが、なぜ、特区対応不可なのかご説明いただきたい。さらに、(社)日本獣医師会がH20.5.14にHPで公表している反対意見をどう評価しているのか、また、今回の回答に影響を与えていたりお聞かせいただきたい。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	III
獣医関係学部・学科を設置する大学(以下、「獣医系大学」という。)の立地にばらつきがあり教育の機会均等が失われているとのご指摘については、現在、獣医師全体の需給規模から11都道府県に獣医系大学が設置されており、学生も県境を越えた広い地域から集まっている現状とあわせると、四国地方がその他の地域と比して、直ちに均衡を失しているという状況ではないと考えています。				
一方で、獣医関係学部・学科の入学定員に係る規制の在り方については、獣医師全体の需給規模及びそのバランスを考慮すると、基本的には、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切であると考えます。				
その際には、獣医師の需給に関する検討会報告書において農林水産省に対して指摘されている、獣医師の活動分野・地域偏在が発生する要因や獣医師免許保有者の一定割合が獣医療に従事しない要因の分析及び是正への取り組み、また、平成22年を目途に農林水産省で定める獣医療法に基づく獣医療の供給体制の整備のための基本方針に関し、農林水産省において、本年の秋から審議を行ない、見直しをすることとしていることから当該議論の動向、関係各方面からの意見等も踏まえながら、総合的に検討していきたいと考えています。				
なお、当省は(社)日本獣医師会(農林水産省所管公益法人)の意見についてコメントする立場にありません。				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

貴省回答において、平成 22 年を目途に農林水産省で定める獣医療法に基づく獣医療の供給体制の整備のための基本方針に係る議論の動向、関係各方面からの意見等も踏まえながら、総合的に検討していきたい、とあるが、貴省に知見等があるものについて、当該議論等において積極的に関与すべきと考えるが、この点について回答されたい。

また、併せて右提案主体の意見について回答されたい。

提案主体からの再意見

11 都道府県への獣医系大学の設置は 40 年以上変化がなく、現状の獣医師全体の需給規模を考慮したものではない。また、学生が県境を越えて集まっている現状も立地偏在がある中でやむを得ない状況を反映したものであり、そのことで均衡を失していないとするのは合理的でないと思うがいかがか。さらに西日本 165 名、東日本 765 名という定員配分、11 都道府県への隣接状況(補足資料)をみると四国地方は均衡を失していないとはいえないと思うがどうか。また、産業系獣医師が不足する中で、定員規制緩和を獣医系大学全体の課題として検討することと並行して特区による社会実験を行うとどういう弊害があるのか、具体的に示していただきたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

III

現状の獣医師の需給規模等については、農林水産省の検討会において検討がなされ、平成 19 年 5 月「獣医師の需給に関する検討会報告書」がとりまとめられたところですが、同報告書においては獣医師の需給に関し、明確な供給不足あるいは供給過剰といった見解は示されていません。

今後、農林水産省において平成 22 年を目途に作成される獣医療法に基づく獣医療の供給体制の整備のための基本方針に関し、本年の秋から行われる審議に際しては、文部科学省からも獣医学教育の現状と課題等の情報を積極的に提供しつつ、獣医師の需給見通し等の議論の動向を踏まえ、適切に対応して参ります。

また、獣医関係学部・学科を設置する大学(以下、「獣医系大学」という。)の立地にはらつきがあり教育の機会均等が失われているとのご指摘については、現在、入学定員規模が 930 名、11 都道府県に獣医系大学が設置されているところであります。各獣医系大学の学生も県境を越えた広い地域から集まっている現状とあわせると、四国地方がその他の地域と比して、直ちに均衡を失しているという状況ではないと考えています。

文部科学省としては、獣医関係学部・学科の入学定員に係る規制の在り方について、獣医師養成が 6 年間を必要とする高度専門職業人養成であり、また、獣医師全体の需給規模及びそのバランスを考慮し、基本的には、全国的見地から獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切であると考えます。